

<研究ノート>

中小企業で働く意義

—日本経済と中小企業—

大 林 弘 道

標題にある“中小企業で働く意義”とは、筆者の神奈川大学在職中の担当科目であった中小企業論Ⅰ・Ⅱの講義の前提であり、また、それらに通底する問題意識を表現したものである。本稿は、その標題についての考察の概略を「最終講義」とした講義原稿¹⁾を改めて掲載したものである。“中小企業で働く意義”²⁾ということを取って問うということはもしかすると奇異に聞こえるかもしれない。しかし、中小企業を研究対象とする限り不可避の、そして必要不可欠の課題である。というのは、なぜ中小企業を研究するのかということとほとんど同義であるからである。実際に日本における中小企業研究の歴史においてはそのような問いは研究の前提にあったといつてよい。とはいえ、そのような問いが真正面から論じられることはほとんどなかった。その意味で、本稿の掲載はやや冒険的な性格を帯びるが、筆者は、行論のうちに明らかのように、今日こそそのような問いを標題として論ずることが必要であると考えている。

さて、現代の社会を構成するほとんどの個人は、どのような場、あるいは、どのような位であれ、何らかの勤労において生活を営んでいる。そのような社会における個人をどのような基準で分類するかということは、もとより、経済学上の基本の問題³⁾である。そして、標題における“中小企業で働く”という分類は、企業規模を基準として“大企業で働く”という分類と対比されている。そのような分類上の対比は素朴で単純であるが、広く国民に根強く共有されている。そして、その対比から派生する諸問題は社会の諸部面に深刻に存在する。また、その対比に関心を持つか持たないか、また、持つとすればいかなる問題を見つけるかは、社会科学上の意見や見解を分ける基礎ともなるものである。

標題についての私の結論の一端を先回りして言えば、今後の日本経済においては、「中小企業で働くことは、従来にも増して意味があるばかりでなく、大きな意義を持つだろう」ということである。この場合の日本経済を、日本を含む先進国経済あるいは現代資本主義経済と言い換えても良いと考えている。したがって、逆に、先進国経済あるいは現代資本主義経済が“中小企業で働く意義”ということを見失うならば、自身の状況を今日以上に困難にするのではないかとさえ考えている。このような見解は、筆者だけのものではないが、なお、異端の見解とされるかもし

れない。筆者自身もなお十分な理論的・実証的研究を果たしているとは言えないし、現時点では確信の範囲に留まるもので、いわば言葉の素朴の意味で“仮説”であり、数学者の言う“予想”である。しかし、筆者は、この見解について、大学退職後も、理論的・実証的に研究を進めるとともに、中小企業・地域経済の支援において実践的にも証明していきたいと考えている。

ではまず、日本経済を舞台に中小企業に働く人がどれほどいるかということを確認しておくことにしたい。この場合、中小企業で“働く”と言っても、中小企業に雇用されている人だけを指しているわけではない。中小企業を経営している人、あるいは自営業における業主・家族従業者も、さらには、中小企業を支援する人々も含んでいる。中小企業で働く意義を考えると、これらの人すべてを階級・階層ごとに分類するとともに総体として把握しないと、冒頭に掲げた標題の論議が成立しない。もとより、そうした問題意識それ自体は議論の余地があることは言うまでもない。そしてまた、そのような人々総体の数を正確に数えることは、定義上も統計上も易しい問題ではない。通常はその都度の議論に必要となる範囲で止めることになるが、現時点では、どのような見解に立つにせよ、統計データとしては、新しい政府統計である「経済センサス」⁴⁾を活用することができる。筆者の検討からすると、その数は、中小企業基本法によって規定される中小企業の定義を基準とする、「事業所ベース」における非1次産業従事者総数から、「会社ベース」における大企業の「常用雇用者数」を差し引いた数が、中小企業に働く人の数として最も妥当な数であると考えている。この点についても、もちろん議論の余地がなおあるが、これ以上ここで詮索することはしない。さて、2009年の「経済センサス」によれば、前者は58,064,534人で、後者は14,581,358人であり、中小企業で働く人の数は差し引き43,483,176人で、その構成比は74.89%になる。したがって、中小企業で働く人々は勤労する人々のうちの圧倒的多数であると言える。しかしながら、国民の多くは、現在でも、自身にとっての勤労の場として、この圧倒的多数に加わることを好ましいことだとは考えていない（つまり、いわゆる「大企業志向」あるいは「大企業文化」が強い）と言って間違いはない。それがまず問うべき問題としてあり、また、現象としてはかなり「日本的」⁵⁾な性格が強い。

そのような企業規模に対する受け止め方は単なる「思い込み」や客観的根拠のない「観念」ではなく、少なくとも戦後の高度成長時代から1980年代までの日本の特異な企業間の仕組みに基づいて形成されてきたものである。すなわち、「企業規模別利潤率格差」とともに「企業規模別賃金格差」⁶⁾がかなり厳然と存在したからである。しかも、両者の格差が密接に結合していたことに大きな特徴がある。また、後者の独自の要因もあるが、基本的には前者が後者を規定すると説明されてきた。ところが、1980年代から始まる労働法制の改革を後押しし、後にはそれに後押しされて、大企業自ら、いわゆる「日本的経営」（終身雇用・年功賃金・協調的労使関係）を修正ないしは「解体」した⁷⁾のである、その結果、中小企業労働市場とは分断された大企業労働市場の閉鎖的な労働力も流動化しはじめ、二つの労働市場の交流が開始されていったのである。その結果、二つの労働市場の雇用者間の「企業規模別賃金格差」が、今日では正規・非正規雇用

等々と複雑に絡み合って、単純に「企業規模別賃金格差」を強調しただけでは雇用・労働の実態が見えにくく、問題も把握できなくなってきたのである。むしろ、今日では、そして、今後こそ、大企業と中小企業における雇用と労働の相違は、一般的には男女間のそれとともに縮小し、それぞれの内部におけるそれらそれぞれの相違が拡大し、その解明には、賃金等の狭義の労働諸条件だけでなく、その質的な内容とともに、日本経済総体における雇用や労働の位置や意義が問題とならざるを得ない。それを明らかにするためには、企業構造・産業構造を考察する必要があるのである。

上のような1980年代までの雇用・労働の状況を変革し、その変革を加速させた基礎には1990年代以降の大企業の「海外展開」⁸⁾と「グローバル経営」の進展の本格化がある。すなわち、それによって、従来の「企業規模別賃金格差」の基盤にあった、戦後の特異な企業間の仕組み、すなわち、長期継続的取引関係、系列関係等々として特徴づけられる大企業と中小企業との間の一体的な関係、具体的には下請制、流通系列化、問屋制等々の諸関係が崩れ始め、地域的存在でもある輸出地場産業、伝統的工芸品産業、町工場、商店街、中小企業金融機関が動揺し、中小企業の税制・会計や中小企業政策等々の諸制度が変革（1963年に制定された中小企業基本法の1999年における「抜本改正」等）を迫られたのである。このことが、大企業と中小企業の一体的な関係における中小企業の大企業依存の経営を終焉させ、そして、そのような経営基盤の変容に耐え切れない中小企業は退出を余儀なくされ、中小企業の絶対数の大幅減少（中小企業数のピーク時の1986年の約530万から統計上の継続性を持つ2006年の約420万への減少）⁹⁾が出現したのである。また、賃金等の格差を甘受していた中小企業の勤労者が今度は雇用の場自体を喪失し、大企業の雇用においても多様化と不安定化をもたらし、雇用全体としての失業者数・失業率の高位水準の恒常化を生んでいったのである。

以上の企業構造・産業構造の変化と雇用条件の変容は、日本経済の消費の低迷と企業活動の不活発を招き、従来型の成長の推進力を失わせ、1990年代以降の長期不況、いわゆる「失われた20年」を生み出していった。つまり、「失われた20年」は、単に1980年代末のバブルの発生と崩壊、その後の金融・財政政策に問題があるだけでなく、実体経済に基礎を持ち、したがって、日本経済の再生は実体経済の再建こそが求められるということである。そうとはいえ、日本経済の従来の実体経済の担い手であり、牽引力であった大企業は、今日では、製造業だけでなく流通・サービス・金融業も含めて、上記のように「海外展開」と「グローバル経営」を推進している。しかも、今日では、「グローバル経営」に果敢に挑戦して成功的にその経営を推進できなければ、大企業といえども安泰でないことが、近年ますます明らかになっている。また同時に、そのような大企業の「海外展開」と「グローバル経営」の拡大・発展は、残念ながら、必ずしも日本経済の再生や景気回復にかつてのような牽引力を持たなくなっている。したがって、大企業の「海外展開」や「グローバル経営」に産業政策の力点を置いても、その政策効果は、当該大企業の利益になっても日本経済に対する貢献は限定的である。すなわち、いわゆる「トゥリクルダウ

ン理論“trickle-down theory”」の日本版（大企業の活性化が中小企業の活性化を促し、国民経済の成長がもたらされる仕組みがあるとする考え方¹⁰⁾の終焉であり、ここに、今日の日本経済の根本的な問題がある。

このような問題状況は、仕組み・動きの差異・相違を別にすれば、日本にだけあるのではなく、先進国経済に共通し、現代資本主義経済の問題である。そして、逆説的であるが、その問題の解決をむしろ各国の国内経済の事実上の担い手となりつつある中小企業が自主的・自立的に発展することに期待するという方向が強まっていると言える。そうした認識を、日本よりも、米国や欧州において、研究者のみならず、中小企業に携わる人々が持ち始め、行政当局が政策化に果敢に挑戦しているのである。

米国は、1970年代以降、金・ドル交換停止措置を皮切りに、金融立国を目指し、世界的規模での積極的金融活動を推進し、ついには2008年の世界的金融危機の発端の地となるが、そのような方向性とは別に、実体経済の再生を目指して中小企業政策を強化する、いわゆる“Mind Shift”（「大きいことは良い」から「小さいことの方がよい」への「意識の転換」）の進展がある。その結果、1990年代には、「中小企業法“Small Business Act”¹¹⁾の強化改正、中小企業への政策実施に際しての負担の軽減（「規制柔軟法“The Regulatory Flexibility Act”」の制定とその強化改正）等が実施され、さらに、中小企業学術専門誌（“Small Business Economics”¹²⁾等々）が続々誕生したのである。

欧州では、1970年代まで中小企業という用語さえなかったし、いわゆる伝統的・職人的産業、“Handwerk”, “Artisan”が事実上の中小企業とされていたが、EUの拡大と発展、その後のグローバル化の過程で、日本経済の戦後の発展における中小企業の役割に学び、中小企業という概念が成立していった。そして、2000年には、「小企業は欧州経済のバックボーンであり、ビジネス・アイデアの大地である」という文章で始まる「欧州小企業憲章“European Charter of Small Enterprises”¹³⁾がEUで採択され、2008年には、その法的基盤としての「欧州中小企業議定書“Small Business Act for Europe”」が同じく採択された。しかも、それらは多様で真剣な政策的努力¹⁴⁾によって実践されている。そうした努力は今日の欧州債務危機下にある諸国民の経済生活の下支えであると言える。

日本においても、先進国共通の認識や運動¹⁵⁾が開始され、2010年には中小企業憲章¹⁶⁾が制定（閣議決定）され、それは「中小企業は経済の牽引力、社会の主役である。」との文章で始まっている。その後の中小企業政策の法体系は、中小企業憲章の下に中小企業基本法が位置づけられ、多数の個別の中小企業法が中小企業基本法に従うことになった。

以上のような先進国における中小企業の考え方ならびに中小企業政策の方向は、現時点でも経済政策上あるいは学術研究上の主潮流とはなっていないが、20世紀における経済・産業およびそれらの政策の状況からみると、驚くべき大変化である。グローバル化の状況についてはたくさん問題が付帯し、胚胎されていることは言うまでもないが、全世界の人々が、分けても、途上

国と言われた国々が新興国となって、世界の生産活動を担い、それら諸国の国民は新たな豊かさを獲得しつつある。そうした世界の今日において、先進国経済の果たすべき役割が問われており、上述の先進国経済の問題状況も、その克服の方向性も、そのような役割のうちに位置づけられるべきであろう。そのような役割のうち、以下では、主要な2点のみを指摘して結びとした。

第1は、先進国の名に相応しい先端技術の開発である。そのような先端技術の源泉は、今日では20世紀のような大企業の「中央研究所」の集中研究体制からでなく、分散的で小規模の企業・研究機関・大学研究室等々の多様な組織から流れ出てきている。しかも、全世界のそれら組織が研究開発に参加してきており、その普及には、資本主義市場経済の下では「ビジネス」に結び付けなければならず、そこに登場してきたのが、ベンチャー企業である。このようなベンチャー企業は、誤解の無いように言えば、孤立的にそれのみとして存立するのではなく、地域的集合性¹⁷⁾を持った各種の多様な中小企業群の一員としてその存在が可能になるのである。

先進国の名に相応しい先端技術という場合に、技術の内容においても単に“先端的”という場合ではなく先進国が経済成長の過程で経験してきた“負の遺産”を克服した技術、典型的には「公害防除技術」、今日環境技術およびそれらに関する政策それ自体の普及が推進されてしかるべきであろう。そしてまた、それら技術の「シーズ」の段階では、中小企業、ベンチャー企業が果たした役割が伝達されなければならない。

第2は、消費それ自体は世界的規模で量的にはますます増大しているが、先進国経済において問われていることは消費の質的な側面である。端的に言えば、消費における“個性化”に代表される特性が強まるだろうということである。それゆえ、消費財はさらに多様にならざるを得ない。そうした個性的で多様な消費財の生産は、環境・エネルギー・資源の制約を回避し、個性的な個人の活躍する中小企業の仕事（“creative industries”等々）となりつつある。そのためには、いずれの国民経済においても、それぞれの歴史に根差す多様な生産の方が、活躍の可能性が高いと考えられ、事実、歴史的役割を終えたと思われた各国の伝統産業等も新たな「ブランド」の装いの中で復活してきている。そこには、産業と芸術の、自然と技術の、科学と伝統の、多種多様な小規模の企業や組織や個人の多様な結びつき、いわゆる「コラボレーション」が進展している。

このような先進国経済の役割を推進するためには、個性豊かな、多様な能力を持った自由で、意欲的な個人・家族・小集団の活躍が可能となる経済的・社会的環境が築かれなければならない。米国もかつては“big business”の国と言われたが、今日では伝統的な“small business”に加えて“family business”¹⁸⁾の国とも言える。日本においても、日本の近代および戦後の歴史の過程ではむしろそういう役割を担った中小企業が多数存在していたし、総合的評価としてはその経営能力は高かったと考えられる。減少したとはいえ現在なお膨大な数の中小企業のそうした歴史と国際的位置を今後に生かすことが、日本経済の再生ばかりではなく、先進国日本の世界への

貢献になるはずである。“中小企業で働く”ということの意義はまさにそこにある。その意味で、中小企業が自主・自立の経営を推進し、多様な雇用と労働に依拠して事業展開することは可能であり、必要である。その過程でこそ、中小企業で働くことによる経済的・人間的成果を獲得できると筆者は考えている。

注

- 1) 本稿は、本文で述べた、筆者の神奈川大学における「最終講義」の原稿に若干加筆・訂正したものである。加筆・訂正に当たっては、当該原稿の標題における副題を主題に、主題を副題に変更した。また、「紀要」誌への掲載に鑑みて文体を「です・ます」調から「だ・である」調に変更した。「最終講義」(2013年1月21日2限)に際しては学内外から多数ご出席をいただいたことに対して改めて感謝を申し上げたい。「最終講義」は幅広い範囲の問題に言及しているため、文字・数字・図表等の当日紹介したデータも、ここでは少数の引用文以外は掲載していない。それらの詳細な実証的データの発表は他日に期したい。
- 2) “中小企業で働く意義”における「働く意義」はいわゆる「働きがい」と同一ではない。筆者の考えでは、「働く意義」は「働きがい」を包摂するが、前者は後者に比較してより客観的なものであり、後者の根拠は前者に依存している。したがって、「働く意義」が「働きがい」を規定する。
- 3) 経済社会における個人を分類することは、経済学研究においては、自覚的にせよ、無自覚的にせよ、実際に行われていることであり、いわゆる「階級・階層区分」論が不可欠なのである。たとえ「方法的個人主義」の立場をとったとしても、それを現実の分析に適用する場合には「階級・階層区分」論を必要としている。
- 4) 正確には、原資料を総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」とする、中小企業庁によって再編加工された中小企業庁「2012年版 中小企業白書」の付属統計資料の数字による算出である。
- 5) 「大企業志向」ないしは「大企業文化」が「日本的」であるという意味は、欧米をはじめ中国・インド等の新興国においても、社会の「中間」層にそうした志向・文化は存在するが、「エリート」層あるいは「下」層の子弟はむしろ起業・創業志望であり、その有力な予備軍であることが知られている。また、大企業における帰属意識についても日本におけるそれは異常に強固である。したがって、大企業への帰属と非帰属との「壁」は国民の間に大きな亀裂を生んでおり、多方面に問題を生むのである。
- 6) 法人企業の範囲で利潤率の企業会計上の幾種類かの利益率指標から、適宜選択すれば、「企業規模別利潤率格差」は一応把握できるが、個人企業を含めると利潤率の算定は理論的にも計数的にも難しくなる。また、「企業規模別賃金格差」の算出は中小企業研究の早い時期から試みられているが、論議は尽きず決定的な成果は生まれていない。この場合も小零細企業の調査上の捕捉率の低さ、あるいは調査対象からの除外等の問題があり、利潤率の場合以上に困難が付きまとっている。「企業規模別賃金格差」のおおよその趨勢は、高度成長期の前半の最大企業の賃金と小零細企業のそれとの格差が50%を超える時代から「若年労働力の不足」が強調された1960年代前半を境に格差は縮小し、30%程度になったが、その後横ばいとなり、90年代以降再び緩やかな拡大基調のように見受けられる。しかし、筆者はこのことから、再度「企業規模別賃金格差」の拡大を、従来のそれと同じような主旨で強調することには慎重である。その差当りの理由は本文で指摘したような1980年代以降の労働法制の改革が「労働力流動化」を軸に展開し、同格差の実態把握が困難になっているからであるが、根本的には、かつての格差の基礎には「日本の経営」が構築されていたのであり、格差そのものの「安定性」が高かったからである。労働者にとって格差に対する「魅力」と「怒り」の対象は、格差そのものというよりもむしろ格差の「安定性」にあった。したがって、筆者は今日の「企業規模別賃金格差」とみられる現象は、かつての「安定性」を回復しておらず、むしろ「不安定化」しており、最上位企業規模の企業の労働者の大半においても、「終身」にわたる高賃金獲得をはじめとする「安定性」は享受できない。したがって、賃金に纏いつく種々の格差を“格

- 差”概念の再検討を含めて検討し直すことが非常に重要であり、先行すべき作業と思われる。
- 7) 日本経営者団体連盟 [1995] を参照されたい。
 - 8) 「海外展開」という用語は現在産業政策・中小企業政策の行政用語として定着しつつある。すなわち、輸出と直接投資の両方を含む意味となっている。また、「委託加工貿易」等を含めたりする場合もある。一部で「海外展開」は「産業空洞化」をもたらさないばかりでなく、国内展開を拡大するとする主張がされてきているが、「海外展開」の大企業・中小企業の相違、輸出・直接投資等の中味の分析・考察を十分に果たさないと“危うい”議論になりかねない。
 - 9) 中小企業の絶対数の減少は確かに重大な諸問題をもたらしているが、中小企業研究史の上では、戦前・戦後において中小企業の「夥多性」ないしは「過多性」が問題とされてきたのであり、そのような認識からすれば、中小企業数の減少それ自体が問題であるというよりも、中小企業の「夥多性」ないし「過多性」という問題に対していかなる意味を持っているのかが改めて問うべき問題である。
 - 10) 「トウリクルダウン理論」の日本版は、既述の大企業・中小企業一体化の構造において、中小企業経営における「大企業とともに歩む」観念の基礎としても連動していたのである。
 - 11) 同法 § 2. (a) には次のような理念が記述されている。「私企業による米国経済制度の本質は自由競争である。十分かつ自由な競争を通じてのみ、自由な市場、事業への自由な参入、個人の発意と個人の判断の表現や成長のための機会は確保されることができる。そのような競争の保持と拡張は経済的福祉に対してのみならず国家の安全にとって基礎的なことである。そのような安全と福祉は、中小企業の現実的かつ潜在的可能性が勇気づけられ、発展されることがなければ、実現されることはできない。議会の宣言された政策は以下のとおりである。政府はできる限り、中小企業の利益を援助し、助言し、支援し、保護しなければならないということである。」(USA [1953])
 - 12) 「経済学者の関心が圧倒的に大企業に集中し、指導的な経済学教科書も中小企業もしくは企業家に、ほとんどあるいはまったく、検討に取り上げず、実証的な研究も大企業を対象にしており、また、中小企業が多くて重大な経済問題に関わる固有の特徴を持っているにもかかわらず、経済学の各分野は自己の狭い関心だけに通じている傾向がある。」(William A. Brock and David S. Evans (1989), p. 8)
 - 13) 「小企業はヨーロッパ経済の背骨である。小企業は雇用の主要な源泉であり、ビジネス・アイデアを生み育てる大地である。小企業が最優先の政策課題に据えられてはじめて、“新しい経済”の到来を告げようとするヨーロッパの努力は実を結ぶだろう。」(EU [2000])
 - 14) 「憲章」という法形式は、一般的には「形式的」「名目的」な性格のものと思なされやすいが、「欧州小企業憲章」の場合、決してそうではない。EU 全体でも、加盟各国でも、とくに同憲章の「行動方針」については毎年「実行報告書」が策定され、憲章における諸条項の進捗状況が集約されて公表されている。
 - 15) 日本における中小企業憲章制定に関する認識や運動については、たとえば、大林弘道 [2005] を参照されたい。
 - 16) 「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。」(日本 [2010])
 - 17) この地域的集合性こそ、ここでは詳論はできないが、生産財・消費財のいずれの生産においても、地域社会への貢献においても、国際間の地域的経済交流においても、中小企業の最重要の存立条件である。
 - 18) 研究案内としては、たとえば、Astrachan, Joseph H./McMillan, K. S./Pieper, T. M. (ed.) [2013] 等を参照されたい。

参考文献

- 大林弘道 [2005] 「中小企業憲章制定運動の可能性」『企業環境研究年報』第 10 号中小企業家同友会全国協議会。
- Astrachan, Joseph H./McMillan, K. S./Pieper, T. M. (ed.) [2013] *Family Business: Critical Perspectives on Business and Management*. 4 vols. (Critical Perspectives on Business and Management), Routledge, UK
- William A. Brock and David S. Evans (1989) “small business economics”, *small business economics*, no. 1

資料

日本経営者団体連盟 [1995] 『新時代の『日本的経営』—挑戦すべき方向とその具体策』

USA [1953] 「中小企業法」 “Small Business Act”

EU [2000] 「欧州小企業憲章」 “European Charter of Small Enterprises”

日本 [2010] 「中小企業憲章」